

# 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

## 1 本件規則について

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成 18 年千葉県規則第 120 号。以下「本件規則」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めたものである。

## 2 改正の経緯

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 32 号）により、施行規則が改正され、障害児通所支援事業者等が知事に対して行う指定の申請や変更の届け出等（以下「指定申請等」という。）について、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとされた。

指定申請等の手続きに係る様式を本件規則で定めていることから、所要の改正を行った。

## 3 改正の概要

- ・ 指定申請等の様式について、施行規則の改正により、こども家庭庁長官が定める様式によることとなったため、本件規則から指定申請等の様式を削除するとともに、当該様式を定めた規則の規定を削除した。
- ・ 併せて、今回改正を行う様式以外について、行政手続等における押印の見直しの実施に伴い、押印欄の削除を行った。
- ・ その他所要の規定の整理を行った。

## 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日